

# 農地改良

## 農地転用許可申請書 添付書類 (第4条許可申請の場合)

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	3	
2	住民票の抄本	2	(1部はコピー可)
3	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 (1部はコピー可)
4	図面 ①位置図(2万分の1)	2	行田市都市計画図(コピー可)
	②案内図	2	略図又は住宅地図のコピー
	③公図(原本)	2	さいたま地方法務局熊谷支局(1部はコピー可)
	④土地造成図	2	平面図及び横断面図
5	理由書	2	詳細、明確に記入すること。
6	工事計画書	2	〈様式1〉現況及び計画図、工事工程表、搬入経路図、使用重機及び現況写真を添付すること。
7	作付計画書	2	〈様式2〉
8	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの裏付書類を添付すること。
9	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
10	誓約書(実印)	2	印鑑証明書を添付すること。 (1部はコピー可)
11	隣接地権者からの同意書	2	隣接する土地地権者全員分 (1部はコピー可)
12	農用地除外証明書(白地の場合) 適合証明書(青地の場合)	2	証明手数料 200円 (1部はコピー可)
13	委任状(申請手続等を代理人が行う場合)	2	(1部はコピー可)
その他参考資料			

- \* 申請書の受付は、**毎月10日**が締切りです。
- \* 着工の**2か月以上前**に申請してください。
- \* 土地改良区の意見書は、該当する土地改良区について添付してください。
- \* 住民票の抄本、土地の登記簿の謄本、公図及び印鑑証明書は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- \* **添付書類は、A判に統一してください。**(土地の登記簿の謄本等、B判で交付されるものを除く。)